

ごみ処理施設解体工事に係る発注支援業務委託
特記仕様書

令和5年11月

香芝・王寺環境施設組合

第1章 総則

1 業務の目的

本業務は、香芝・王寺環境施設組合(以下「組合」という。)が計画する旧ごみ焼却施設(その他の付属設備及び工作物を含む。)の解体工事(以下「本工事等」という。)に係る調査、計画及び工事設計書の作成等、本工事の発注支援を行うことを目的とする。

2 委託の名称

ごみ処理施設解体工事にかかる発注支援業務委託

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年12月27日まで

4 委託場所

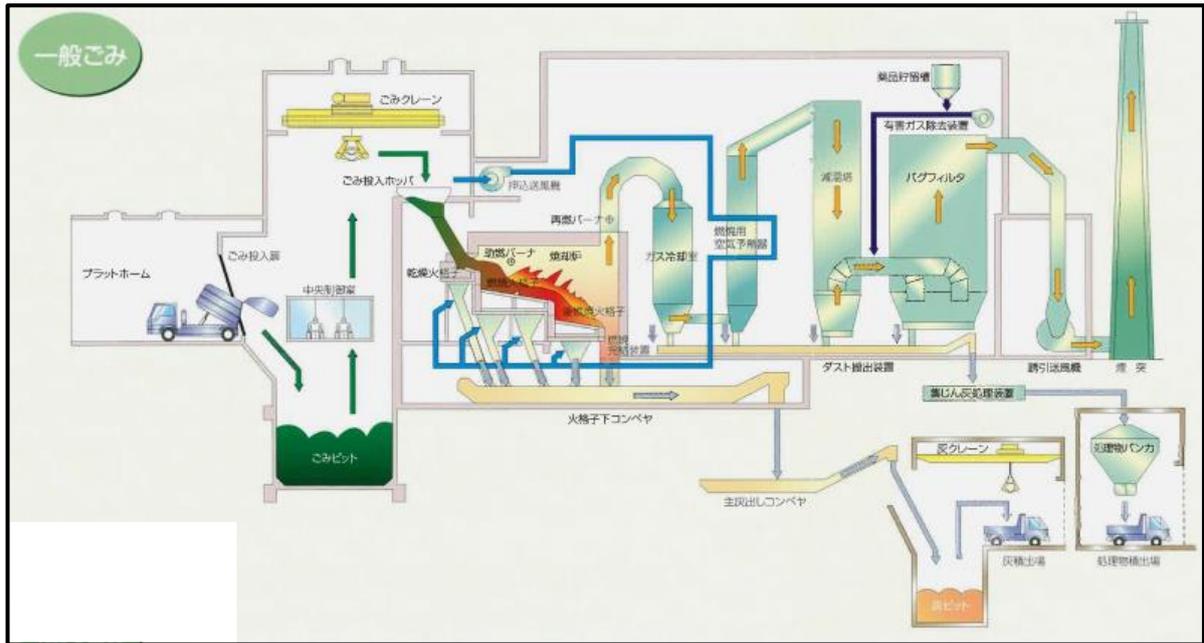
奈良県香芝市尼寺615番地

5 対象施設の概要

解体対象施設としては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設を中心に洗車場、外構などがある。参考として、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の概要を示す。

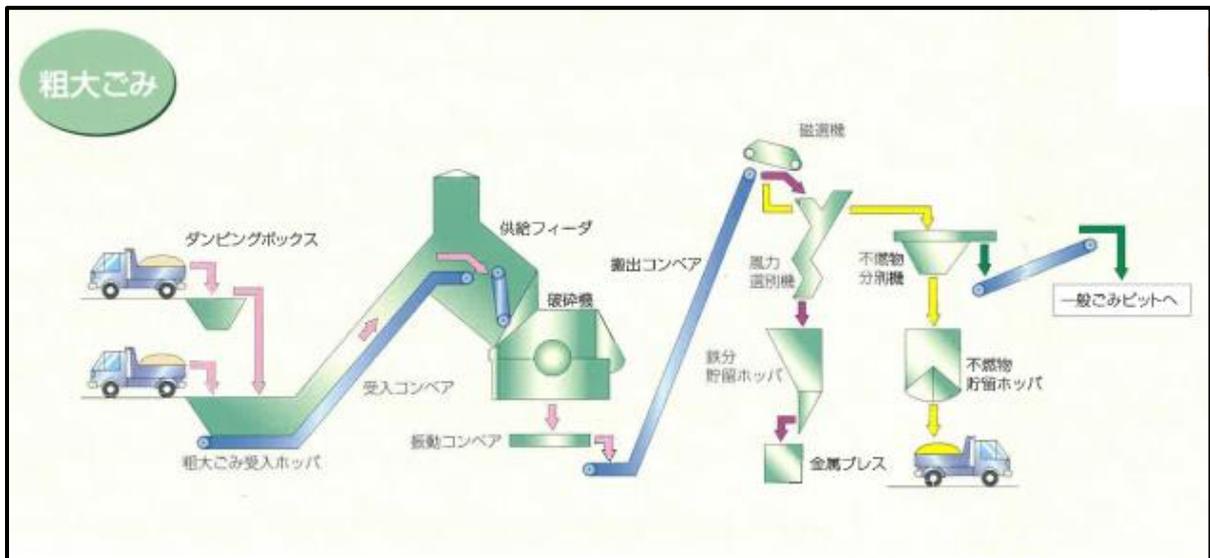
(1)ごみ焼却施設

- ・竣工:昭和57年6月
- ・建築面積:2,635㎡
- ・延床面積:3,665㎡
- ・構造:鉄筋コンクリート造・鉄骨造
- ・処理能力:150t/24h(75t/24h×2炉)
- ・処理方式:連続運転式ストーカ炉
- ・排ガス処理:バグフィルタ
- ・ばいじん処理:薬剤処理



(2)粗大ごみ処理施設

- ・竣工:昭和57年6月
- ・処理能力:30t/5h
- ・処理方式:スイングハンマ式破砕機
- ・分別設備:磁選機、アルミ選別機



6 質疑

本業務の仕様書、記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、すみやかに本組合と協議し、本組合の意図を十分に理解して、業務を遂行するものとする。

7 委託内容の変更

本組合が必要であると認めた場合は、本組合と受託者による協議の上、仕様内容を変更する。

8 秘密保持

受託者は、コンサルタントとして中立性を遵守するとともに、本業務の遂行上、知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。

9 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、下記の最新の関係法令等を遵守しなければならない。

- ・廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- ・ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令、同施行規則
- ・石綿障害予防規則
- ・環境基本方法
- ・労働安全衛生法、同施行令、同施行規則
- ・建築基準法、同施行令、同施行規則
- ・大気汚染防止法、同施行令、同施行規則
- ・水質汚濁防止法、同施行令、同施行規則
- ・騒音規制法、同施行令、同施行規則
- ・振動規制法、同施行令、同施行規則
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、同施行令、同施行規則
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律、同施行令
- ・循環型社会形成推進基本法
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・土壌汚染対策法、同施行令、同施行規則
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・廃棄物焼却施設解体作業マニュアル

- ・鉄筋コンクリート造建築物等の解体工事施工指針(案)・同解説
- ・PCB 使用電気機器の取扱いについて
- ・特定粉じん排出等作業に係る指導の徹底について
- ・非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
- ・建築物の解体等工事に係る石綿飛散防止対策マニュアル
- ・ダイオキシン類基準不適合土壌に関するガイドライン
- ・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン
- ・ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル
- ・焼却炉解体実務ハンドブック
- ・その他関係法令・規則・通達・基準等

第2章 一般事項

1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用するものとし、本仕様書に明記なきことは本組合と受託者が協議のうえ、決定するものとする。

2 管理技術者等

受託者は、本業務の遂行にあたり、次の技術者を配置しなければならない。

(1)管理技術者

ごみ焼却施設の解体の処理技術と解体設計・施工監理に十分な知識を有するとともに相当の経験を有する者とし、かつ技術士(衛生工学部門)の資格を有する者を管理技術者として配置すること。

(2)照査技術者及び担当技術者

ごみ焼却施設の解体・撤去工事に係る発注支援業務に関して実績を有する者を照査技術者及び担当技術者として配置すること。

3 議事録

受託者は、業務の着手にあたり、十分な打合せを行うこと。また、業務遂行にあたり、必要に応じて協議・打合せを実施し、業務を履行すること。なお、協議・打合せ後、受託者において、議事録を作成し、本組合の担当係員の確認を得ること。

4 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査及び検討等は、原則として受託者が行うものとする。ただし、本組合が所有し、本業務に利用できる資料について貸与するものとする。

5 関係官公庁との協議

受託者は、本業務を遂行する上で官公庁及びその他関係者との協議・打合せが必要な場合は、誠意を持ってこれにあたり、その協議・打合せ内容について、速やかに議事録にとりまとめ、本組合に報告すること。

6 提出書類

受託者は、本業務の履行にあたり、次の書類を提出しなければならない。

(1)着手時(各1部)

- ①着手届
- ②工程表
- ③業務履行計画書
- ④技術者配置書
- ⑤その他、本組合が指定するもの

(2)完了時

- ①業務完了届(1部)
- ②成果物納品書(1部)
- ③成果物(各部数、電子データ1部)
 - ・有害物調査報告書(3部)
 - ・解体工事基本計画書(10部)
 - ・解体工事見積仕様書(3部)
 - ・見積設計図書と比較検討資料(3部)
 - ・解体工事発注仕様書(10部)
 - ・協議・打合せ議事録(3部)
 - ・その他、本組合が指定するもの

7 成果品の検査及び納品

受託者は、本業務の履行にあたり下記内容を遵守しなければならない。

- (1)受託者は成果品完成後に組合の検査を受けなければならない。
- (2)成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3)組合の検査に合格後、成果品一式を納品し業務の完了とする。
- (4)業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

第3章 業務内容

1 既存資料および現有施設状況調査

見積仕様書や発注仕様書の作成及び有害物質の調査個所を選定するため、既存資料の調査および現地踏査により現有施設の状況を把握する。

2 有害物等状況調査計画立案

有害物質等の調査にあたり、サンプリングを実施すべき箇所について立案を行う。なお、調査数については次項の検体数を参考に実施する。変更が必要な場合には、速やかに組合と協議を行うこと。

3 有害物等状況踏査・分析

施設の解体撤去工事費予算額を的確に把握するために、事前に必要な範囲で有害物の状況調査を行うものである。有害物が付着・体積しているおそれのある箇所を抽出してサンプリング及び分析を実施する。調査場所及び検体数については、2炉それぞれ及び共通設備を考慮して調査を行うものとする。なお、サンプリングが困難な場合は、それを代替できる箇所を提案すること。

(1)ダイオキシン類、重金属等有害物調査(20箇所)

調査個所および数量について、次のとおり想定して計上している。調査項目は特別管理廃棄物の判定基準(廃棄物処理法施行規則第1条の2)燃え殻・ばいじんと同様とする。

ダイオキシン類、重金属等有害物調査個所および数量(参考)

調査個所(参考)	採取物	数量(検体数)
焼却炉	堆積物	2
	付着物	2
ガス冷却室	付着物	2
減温塔	付着物	2
バグフィルタ	堆積物	2
	付着物	2
火格子下コンバヤ	堆積物	1
ダスト搬出装置	堆積物	1
灰ピット	堆積物	1
処理物バンカ	堆積物	1
電気集じん器	付着物	1
誘引送風機	付着物	1
機械式集じん器	付着物	1
バイパス用誘引送風機	付着物	1
合計	-	20

(2) 周辺土壌調査(4箇所)

既存資料および現有施設状況調査を基に調査の範囲、深さ、調査項目について検討を行うこと。本業務委託の積算に際しては、調査箇所を4箇所、調査項目は第2種特定有害物質(土壌汚染対策法)およびダイオキシン類を想定している。

(3) アスベスト調査(20箇所)

既存設計図書、現地踏査・目視及びサンプリングにより定性分析を行い、アスベストが確認されたものについては、定量分析を行うものとする。なお、建築物の事前調査、分析調査については、下記のいずれかのものが実施すること。

【建築物の事前調査】

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・令和5年10月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

【分析調査】

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、終了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

4 解体工事基本計画書の作成

解体工事設計図書を作成するための解体撤去工事に関する基本事項を定めるものとする。現施設の現状を把握したうえで下記について検討を行い、解体撤去工事に係る基本計画書を作成すること。特に隣接する新施設の運営や現有施設の洗車場とストックヤードを共用しながらの解体工事であることを十分留意すること。

- (1)計画の目的
- (2)工事概要と範囲
- (3)解体撤去工事の内容
- (4)関係法令等の遵守
- (5)法規制に係る事項
- (6)解体工事における作業分担(組合と施工者)
- (7)解体工事の手法
- (8)作業環境調査及び周辺環境調査の検討
- (9)ダイオキシン類・重金属類やアスベストの汚染物除去工法
- (10)有害汚染物及び解体廃材の処分方法
- (11)周辺住民への配慮
- (12)解体工事における留意事項

5 見積業者の抽出

近年の実績等を基に見積業者の抽出を行う。

6 解体工事見積仕様書の作成

施設の解体撤去工事に係る見積仕様書の作成を行い、見積書を聴取する。見積仕様書の内容は基本的には以下に示す通りである。見積書仕様書に添付する図面は、基本的に既存図面を活用する。

(1)総則

- ・解体撤去工事概要
- ・工事主要項目
- ・一般事項
- ・関連法令

(2)特記仕様

- ・準備・仮設工事
- ・除染工事
- ・解体撤去工事
- ・廃棄物および解体材の分別・処理・処分
- ・ダイオキシン類、アスベスト安全対策
- ・調査計画

7 見積書・見積提案書聴取(質疑・応答を含む)

抽出した見積対象業者に対して見積書および見積提案書を聴取する。見積に関する疑義については、質疑応答として書面にまとめて回答を行う。回答にあたって

は組合と協議してとりまとめる。

8 見積設計図書の比較検討

前記の見積仕様書に基づき見積業者から提出された見積設計資料について比較評価を行い、発注仕様書の根拠としてとりまとめる。見積設計図書は、予定価格を設定する上での基礎資料となることに留意すること。

9 予算根拠資料作成支援

徴取した見積書を整理し、予算根拠資料の作成支援を行う。

※予算根拠資料は令和6年7月中に提出すること。

10 解体工事発注仕様書の作成

ダイオキシン類やアスベストのばく露防止対策を行う解体工事に係る発注仕様書の作成を行うとともに解体工事設計図書に反映する。

(1)解体撤去図面(発注用一般図)

解体撤去工事における管理区分等を明確にするとともに特記仕様書に添付する基本図面を作成する。

(2)解体工事発注仕様書作成

解体基本計画および見積設計図書の比較検討を基に、解体撤去工事発注の最終的な仕様書の作成を行う。解体撤去工事における管理区分等を明確にした図面を整理し、発注仕様書に添付する。

(3)財産処分承認申請書の作成

必要に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき当該施設に係る財産処分承認申請書を作成すること。